

議第42号 中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議

地球規模の気候変動による大規模災害が多発している今日、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を推進し、脱炭素社会実現による温室効果ガス削減の取組みが強く求められています。本市においても、市民、事業者、行政と、あらゆる主体が能動的に「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成し、次世代に引き継ぐ「環境共生都市なかつ」の実現を図るため、使い捨てプラスチックに頼らない企業や消費者の増加を図る啓発を行うなど、ごみの減量・資源化を更に推進することが喫緊の課題であると考えます。また、中津市クリーンプラザ（ごみ処理施設）と中津市一般廃棄物処理場の延命化等に係る施策も求められています。

こうした中、今般、中津市廃棄物減量等推進審議会により取りまとめられた「答申」及び「ごみの減量・資源化を推進する施策について（報告書）」を遵守し、ごみの減量・資源化を進めることは極めて重要であると考えます。しかし、コロナ禍の今、事業所の廃業や倒産、飲食業をはじめとした店舗の売上の激減、企業の業績悪化による解雇や雇い止めが相次ぎ、パート収入も急減している状況の中で、家庭系ごみの有料化や事業系ごみの持ち込み手数料の引き上げの実施時期は慎重に判断すべきだと言わざるを得ません。

以上のことにより施策の実施にあたって、下記の点を十分考慮することを強く求めます。

記

1. 本条例の指定ごみ袋有料化等の導入時期については、コロナ感染症の状況や社会経済情勢の回復の見通しが立った段階で、市民や事業者、各種団体、議会等の意見を踏まえ施行期日を決定すること。
2. 長引くコロナ禍にあつて市民の暮らしは、非常に厳しい状態にあります。ごみ袋の有料化制度導入、及びごみ等の中津市クリーンプラザ（ごみ処理施設）の搬入料金の改定

など、ごみの減量・資源化の施策の推進にあたっては、経済的負担を考慮すべき世帯や、コロナ禍による影響の著しい飲食業はじめ、中小企業・小規模事業者、福祉・医療関係機関等、また、適正なごみ出しができないことが危惧される高齢者や障がい者等を考慮し、臨時的に指定ごみ袋の無償配付や持ち込みごみの減免等の支援を検討するなど経済的、物理的負担軽減措置と対策を講じ、制度の柔軟な運用を図ること。

3. 市民、事業者に対し、事前の十分な周知・啓発期間を設け説明を行い、市民・事業者・行政が共に理解しあい、協力してごみの減量・資源化できる体制を構築すること。

以上、決議する。

令和3年 3月23日

大分県中津市議会